

信州健康エコ住宅助成金 Q & A（暫定版）

（令和3年3月18日）

質 問	回 答
1 店舗や事務所との併用住宅は、対象になりますか。	本助成金は、一戸建ての木造住宅のみを対象とし、店舗等との併用住宅は対象となりません。
2 県内に支店や営業所がある会社が請け負いますが、助成金の対象となりますか。	基本基準3「県内に主たる事務所を置く者」とは、登記上の本店が県内にあることとしていますので、支店や営業所のみが県内にあっても対象とはなりません。
3 ゼロエネ基準に適合することを示すにあたり、「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」を使用する場合、最新 ver. を使用する必要がありますか。	最新の ver. を使用してください。
4 ゼロエネ基準に適合することを示すにあたり、『標準計算ルート』のほか、『簡易計算ルート【外皮面積を計算しない方法】』や『簡易計算ルート【モデル住宅法】』で評価しても良いですか。	『標準計算ルート』のほか、『簡易計算ルート【外皮面積を計算しない方法】』で評価することが可能です。 『簡易計算ルート【モデル住宅法】』や『仕様ルート』では、外皮平均熱貫流率や一次エネルギー消費量の数値が確認できないため、本助成金の申請には使用することができません。
5 別荘は助成対象になりますか。	別荘は対象外です。助成対象者は、自ら居住するために県内に住宅を新築する者です。 実績報告時に申請者が助成対象住宅に住所を移した住民票の提出が必要になります。
6 【フラット35】の金利の引下げを受けることはできますか。	令和3年4月1日現在、【フラット35】の金利引き下げを受けることはできません。 金利の引下げを受けられるよう、住宅金融支援機構と調整中です。
7 他の補助金と併用はできますか。	地域型住宅グリーン化事業、戸建住宅ZEH化等支援事業、グリーン住宅ポイント制度など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。
8 連名で申請する場合はどうなりますか。	連名（例：夫婦）で申請することは可能ですが、連名で交付申請をした場合は実績報告書（添付書類も含めて）も連名である必要があります。ただし助成金振込先の口座はどちらか一人の口座となりますので、交付請求者はどちらか一人となり、もう一人の方の委任が必要となります。